

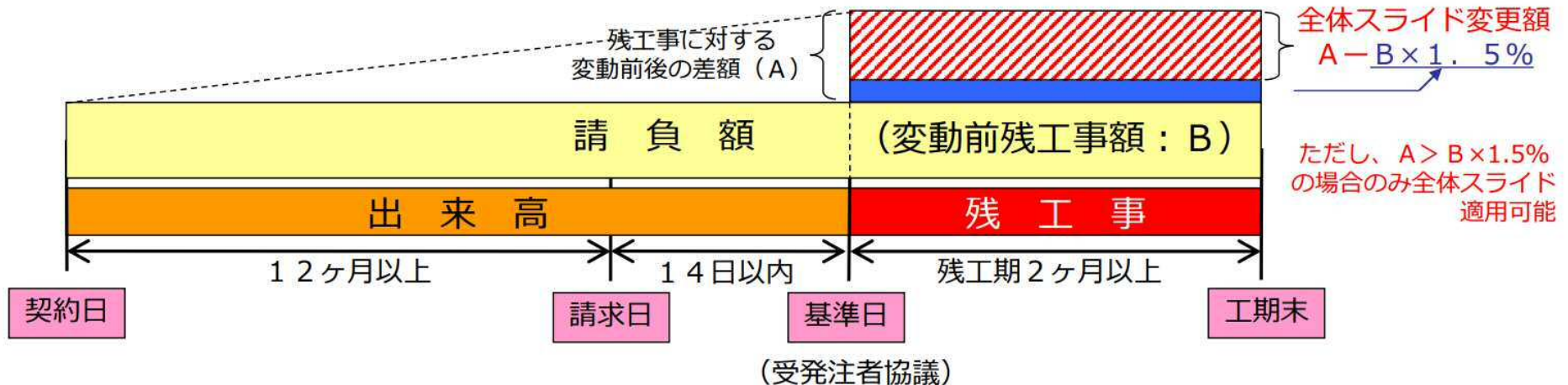
スライド条項の取扱いについて

工事の契約締結後に賃金水準または物価水準が変動し、その変動額が一定割合を超えた場合、建設工事請負契約書第25条（いわゆるスライド条項）に基づき、請負代金額の変更を請求することができます。

項目		全体スライド 〔建設工事請負契約約款 第25条第1項から第4項〕	単品スライド 〔建設工事請負契約約款 第25条第5項〕	インフレスライド 〔建設工事請負契約約款 第25条第6項〕
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 ただし、基準日以降、残工期が 2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 ただし、残工期が2ヶ月以上あ る工事	すべての工事 ただし、基準日以降、残工期が 2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変 動に対応する措置	特定の材料価格の急激な変動 に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応 する措置
請負額 変更の 方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月 経過した基準日以降の残工事 量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来形部分 を除く特定の資材(鋼材類、燃 料油類等)	基準日以降の残工事量に対す る資材、労務単価等
	受注者 の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (ただし、全体スライド又はイン フレスライドと併用の場合、全 体スライド又はインフレスライド 適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (建設工事請負契約約款第29 条「天災不可抗力条項」に準拠 し、建設業者の経営上最小限 度必要な利益まで損なわない よう定められた「1%」を採用。単 品スライドと同様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスラ イド適用後、12ヶ月経過後に適 用可能)	なし (部分払いを行った出来形部分 を除いた工期内全ての特定の 資材を対象に、精算変更契約 後にスライド額を算出するため、 再スライドの必要がない)	可能

■ 長期にわたる工事期間中の比較的緩やかな価格水準の変動に対応

- 建設工事請負契約約款 第25条第1項から第4項(全体スライド条項)
 - 1 発注者又は受注者は、工期内で、かつ、請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
 - 2項以下 (略)

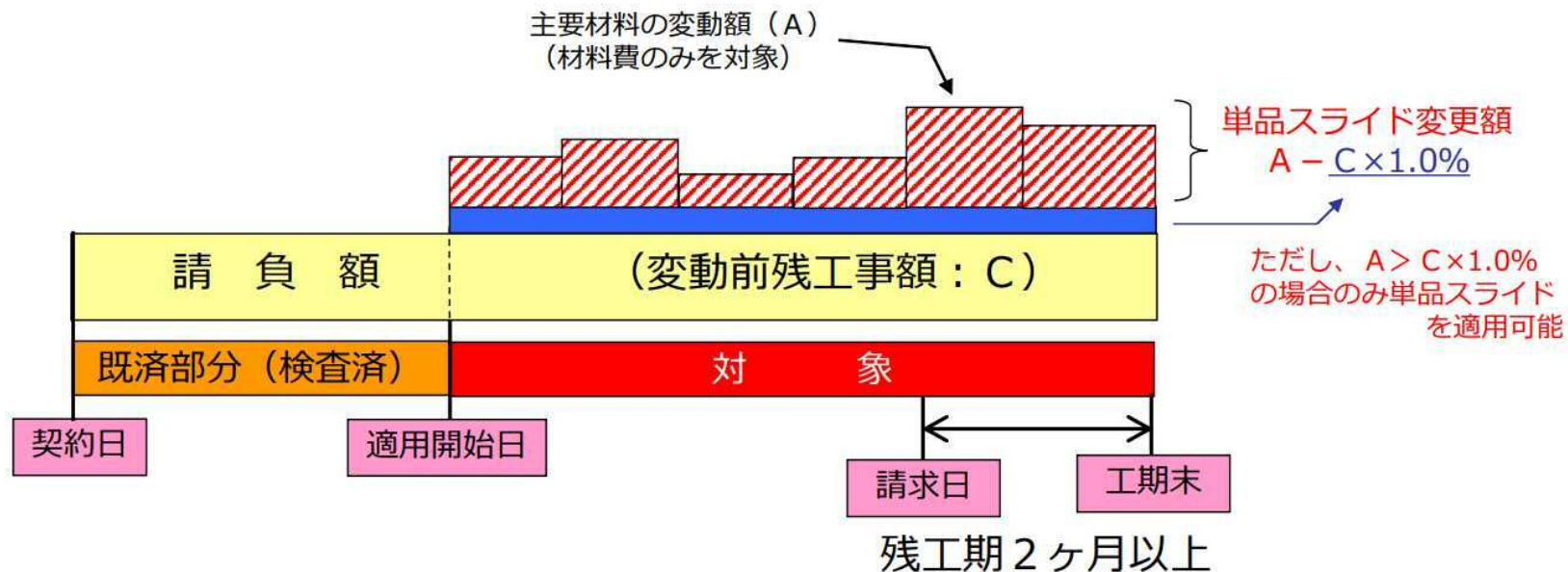


(出典)国土交通省HP「各スライドのイメージ図」
<https://www.mlit.go.jp/tec/content/001572723.pdf>

■ 資材の価格が著しい変動を生じた場合に適用

➢ 建設工事請負契約約款 第25条第5項(単品スライド条項)

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

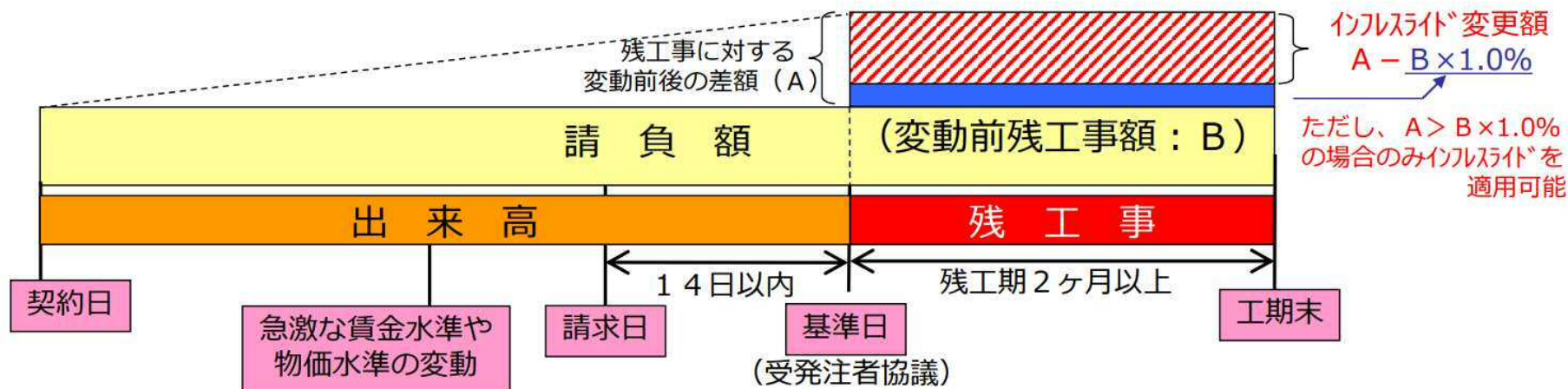


(出典)国土交通省HP「各スライドのイメージ図」
<https://www.mlit.go.jp/tec/content/001572723.pdf>

■ 工期内の予期できない特別の事情による、急激なインフレ等に対応

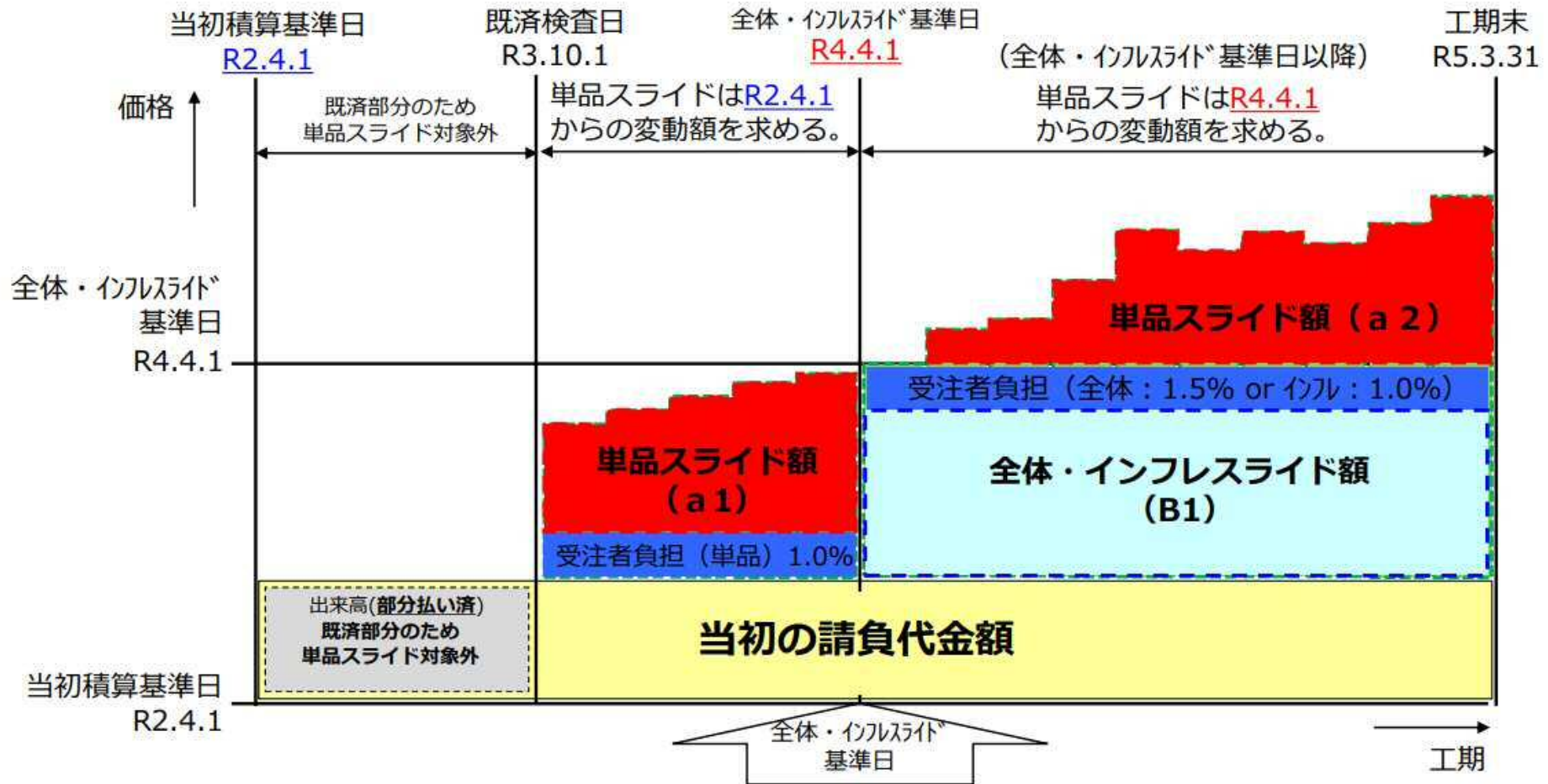
➤ 建設工事請負契約約款 第25条第6項(インフレスライド条項)

6 工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションその他の予期することのできない特別の事情の発生により、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。



(出典)国土交通省HP「各スライドのイメージ図」
<https://www.mlit.go.jp/tec/content/001572723.pdf>

全体・インフレスライドと単品スライドの併用について



(出典)国土交通省HP「各スライドのイメージ図」
<https://www.mlit.go.jp/tec/content/001572723.pdf>

単品スライドの計算例

■ 単品スライドの対象判断について

- 「品目毎の変動額」が、対象工事費の1%を超えるもの。
燃料油とコンクリート類などの変動額の合計額で判断するものではない。
「品目毎の変動額」とは、コンクリート類を例にすれば、生コン・プレキャストL型擁壁…などの合計額。

■ 計算例

(前提条件) 対象工事費: 100,000,000円
受注者負担額(対象工事費の1%相当): 1,000,000円

燃料油の合計変動額(900,000)が、対象工事費の1%相当額(1,000,000)に満たないため、対象外となる。

品目	各材料	①価格変動前の金額	②価格変動後の金額	変動額(②-①)	対象の判定
燃料油類	軽油	2,000,000	2,600,000	600,000	×
	ガソリン	1,000,000	1,300,000	300,000	
	合計	3,000,000	3,900,000	900,000	
コンクリート類	生コン	30,000,000	45,000,000	15,000,000	○
	プレキャストL型擁壁	20,000,000	35,000,000	15,000,000	
	合計	50,000,000	80,000,000	30,000,000	
労務費等		10,000,000	対象外		
間接費		37,000,000	対象外		

単品スライドは、対象となる材料価格の変動のみが請負代金額変更の要素となるものであり、材料費の変動に連動して間接費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費)の変更は行いません。

変動後の金額は、実勢価格に基づき算出した額と実際の購入金額とのどちらか低い方とする。
ただし、令和4年6月17日以降に単品スライドの請求が行われたものから受注者が実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類(2社以上の見積もり等)を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合においては、実際の購入金額とする。

- 単品スライド額は、**29,000,000円** (= 30,000,000 - 1,000,000)
コンクリート類の変動額 受注者負担額

インフレスライド(全体スライド)の計算例

■ インフレスライドの対象判断について

- 「**残工事量の変動額**」が、残工事費の1%を超えるもの。
 (全体スライドの場合は、「**残工事量の変動額**」が、残工事費の1.5%を超えるもの)

■ 計算例

(前提条件) 残工事費: 100,000,000円
 受注者負担額(残工事費の1%相当): 1,000,000円

変動後の金額は、インフレスライドの基準日の単価を用い算定。(全体スライドも同様である)

品目	各材料	①価格変動前の金額	②価格変動後の金額	変動額(②-①)	対象の判定
燃料油類	軽油	2,000,000	5,000,000	3,000,000	○
	ガソリン	1,000,000	3,000,000	2,000,000	
コンクリート類	生コン	30,000,000	45,000,000	15,000,000	
	プレキャストL型擁壁	20,000,000	35,000,000	15,000,000	
労務費等		10,000,000	15,000,000	5,000,000	
間接費		37,000,000	67,000,000	30,000,000	
合計		100,000,000	170,000,000	70,000,000	

インフレスライドは、残工事量に対する資材、労務単価等を対象とし、残工事量の変動額に連動する間接費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費)の変更も行う。(全体スライドも同様である)

- インフレスライド額は、**69,000,000円** (= $\frac{70,000,000}{\text{残工事量の変動額}} - \frac{1,000,000}{\text{受注者負担額}}$)

全体もしくはインフレスライドと単品スライドを併用する場合

■ 単品スライドの適用に先立ち、全体もしくはインフレスライドを適用する

(前提条件) インフレスライドを適用 残工事費:100,000,000円
受注者負担額(残工事費の1%相当):1,000,000円

品目	各材料	①価格変動前の金額	②価格変動後の金額	変動額(②-①)	対象の判定
燃料油類	軽油	2,000,000	5,000,000	3,000,000	○
	ガソリン	1,000,000	3,000,000	2,000,000	
コンクリート類	生コン	30,000,000	45,000,000	15,000,000	
	プレキャストL型擁壁	20,000,000	35,000,000	15,000,000	
労務費等		10,000,000	15,000,000	5,000,000	
間接費		37,000,000	67,000,000	30,000,000	
合計		100,000,000	170,000,000	70,000,000	

➤ インフレスライド額は、**69,000,000円** (= 70,000,000 - 1,000,000)
残工事量の変動額 受注者負担額

■ 全体もしくはインフレスライド適用後、単品スライドを適用する

単品スライド条項の発動の可否を判断するために1%を乗じる対象工事費には、全体もしくはインフレスライド条項のスライド額を含む。

(前提条件) 対象工事費:169,000,000円
受注者負担額(対象工事費の1%相当):1,690,000円

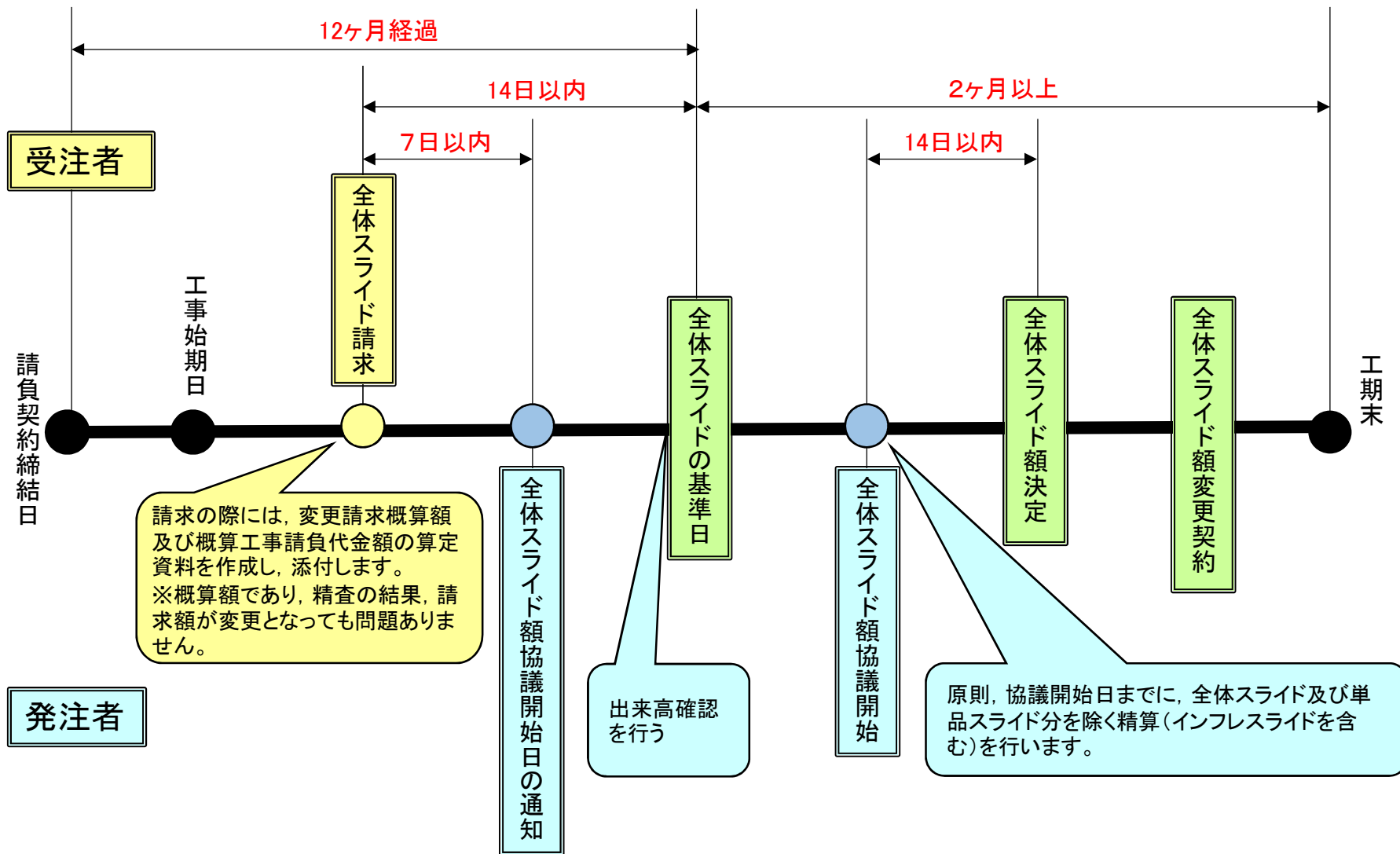
単品スライドの変動前金額は、全体もしくはインフレスライドの基準日の単価を用いる。

品目	各材料	①価格変動前の金額	②価格変動後の金額	変動額(②-①)	対象の判定
燃料油類	軽油	5,000,000	6,000,000	1,000,000	×
	ガソリン	3,000,000	3,500,000	500,000	
	合計	8,000,000	9,500,000	1,500,000	
コンクリート類	生コン	45,000,000	60,000,000	15,000,000	○
	プレキャストL型擁壁	35,000,000	40,000,000	5,000,000	
	合計	80,000,000	100,000,000	20,000,000	
労務費等		15,000,000			対象外
間接費		67,000,000			対象外

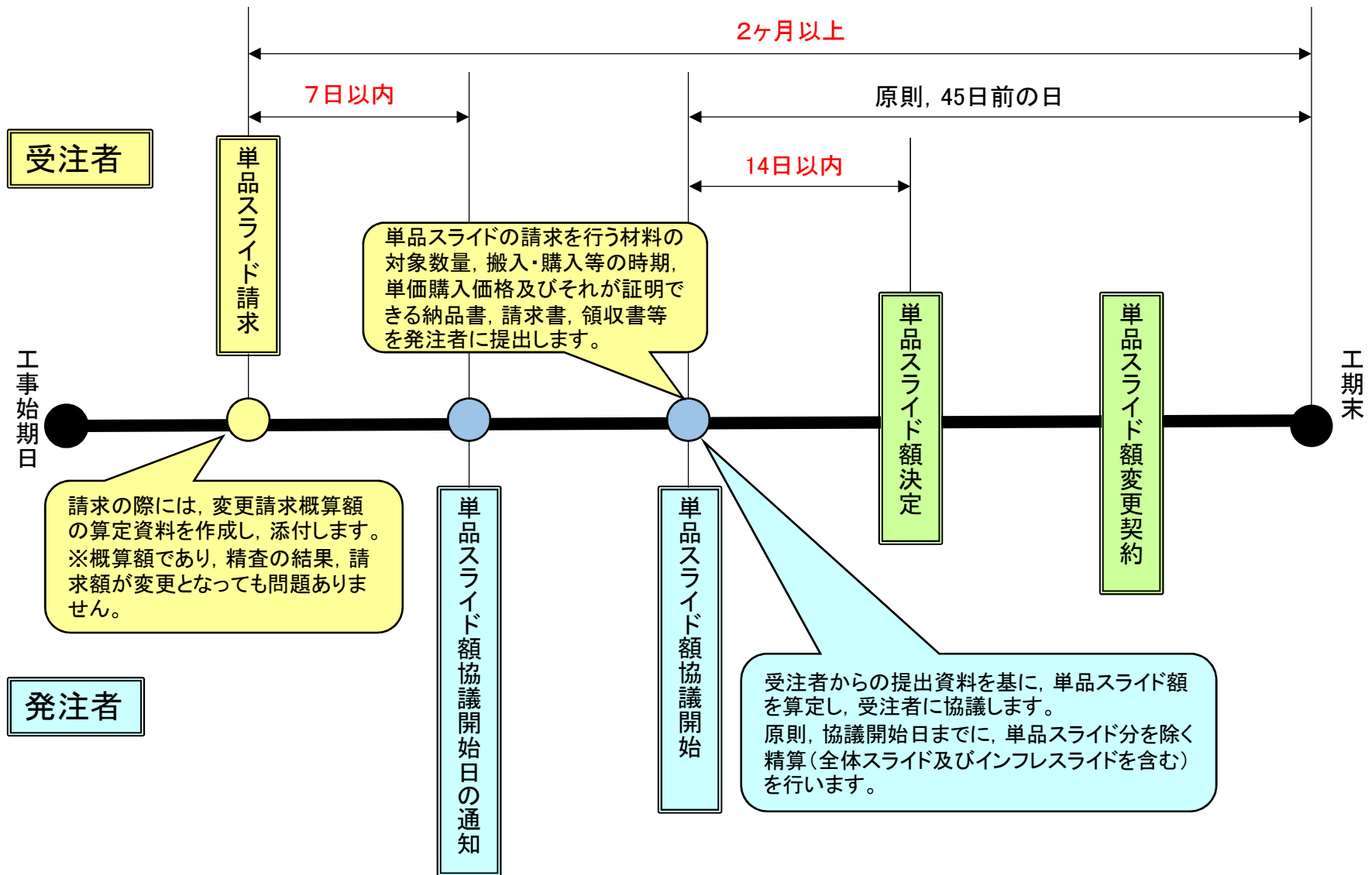
全体もしくはインフレスライドと単品スライドの併用を行う場合は、単品スライド分の受注者負担額は考慮しない。

➤ 単品スライド額は、**20,000,000円** (= 20,000,000 - 1,690,000)
コンクリート類の変動額 受注者負担額

全体スライドに係る実施フロー



単品スライドに係る実施フロー



インフレスライドに係る実施フロー

